

# エンカレッジ・テクノロジー株式会社定款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当社の商号は、エンカレッジ・テクノロジー株式会社とする。英文では、Encourage Technologies Co.,Ltd.と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ソフトウェアの開発および販売
2. ソフトウェアの輸入
3. コンピュータシステムの開発・運用・企画に関するコンサルティング
4. 労働者派遣事業
5. コンピュータに関する出版販売
6. 前各号に付帯関連する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

### (機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 10 条 当社の株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

### 第 3 章 株主総会

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月末日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第 13 条 定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 カ月以内に招集する。

2 株主総会は、本店所在地のほか東京都区内においてこれを招集することができる。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の

議決権を有する株主1名に限る。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名以内を置く。

2 当社に監査等委員である取締役4名以内を置く。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合のほか、取締役社長が招集して、その

議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときには、この期間を短縮することができる。

3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認があったものとみなす。

4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

#### (重要な業務執行の委任)

第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### (報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

#### (常勤の監査等委員)

第26条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

#### (監査等委員会)

第27条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときには、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

#### (会計監査人の選任)

第 28 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 29 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 31 条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

(中間配当)

第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 33 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(附則)

1. 定款第 17 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）

附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成 15 年 10 月 8 日改正

平成 17 年 6 月 27 日改正

平成 20 年 6 月 24 日改正

平成 24 年 6 月 26 日改正

平成 25 年 6 月 27 日改正

平成 25 年 8 月 27 日改正

平成 25 年 10 月 15 日改正

平成 27 年 6 月 25 日改正

平成 29 年 6 月 23 日改正

平成 30 年 4 月 1 日改正

平成 30 年 6 月 22 日改正

令和 3 年 6 月 25 日改正

令和 4 年 6 月 24 日改正